

一書呈上候レイ氏より閣下まで、
 中井・同氏よりモ一書封入候
 知九月亦留附の編時到着のハ
 父云中井閣下より報告の事
 候出店の方へ器械協賛方
 プレストン、
 ホワイト氏の事、然り
 氏も在り、私共の事、
 取扱より私共を
 候再
 候

二歳首



カホワイト氏の著『回』を因る所、印夜
官府の忠告より「越」を「ほつ」を「忠
善良の人」にして全う諸事委任せらるるの
ことなり
加藤「忠告」ホワイト氏を非難する「忠告」を「忠
告」一付の事にして決るを「忠告」のものなり
一兩年を「忠告」に「忠告」に「忠告」に「忠告」
ことなす「忠告」に「忠告」に「忠告」に「忠告」

カホワイト氏の著『回』を因る所、印夜
官府の忠告より「越」を「ほつ」を「忠
善良の人」にして全う諸事委任せらるるの
ことなり
加藤「忠告」ホワイト氏を非難する「忠告」を「忠
告」一付の事にして決るを「忠告」のものなり
一兩年を「忠告」に「忠告」に「忠告」に「忠告」
ことなす「忠告」に「忠告」に「忠告」に「忠告」

引つれまハホワイト氏の功なりと云ふ却る
今之を非難するよりこれなり

ホワイト氏世話料の係ハ是非を私との関係
より明かに私を名題意ハ自認と吟味可也
私をコントロールする外^④録道の仕事ハ終り異り
をせし及ハその或者ハ監督員を以て本材の
製造物を督セし直之哉報セし器械
協議すハ約条人と監督員の間ハ事ハ福

生る事ありと云ふハ直に之を裁別セしりてハ
又池のものの方今のもの、通り製造中
又仕事や吟味し又物品の性質
等々を調べるもの、建築方を以て^上
正しく十分、成就し買ものすハ良好の
器具等と供備する事ハ事お違ふ事ハ以
て法にほり世話料をお拂うる事ハ私
私を以法可然なるを

レ一氏、言、建築方の内以國に立地
る後私に甚嘆多し、右建築寸立保
まを私を徳子のゆくと原因と一向
存不申し、右の存、全了政府の存あり
又、も人自身のう言、ふあり、私を、於て
可成、徳子の仕事、と道堂、恥當を、
閣下等の、中、に、修む私を、十、に、勉勵、
曾て、車、道、供、備、の、事、の、企て、ら、り、
鋼の

古田の國一國得近新なる所
古田の國一國得近新なる所
古田の國一國得近新なる所

車道、信、戦、争、を、起、し、右、製、造、を、
レ、身、鉄、の、交、換、を、レ、保、を、閣、下、等、
レ、之、に、
用、ひ、居、る、金、属、の、大、ま、ま、る、建、材、と、
一、部、解、積、を、閣、下、等、の、お、望、ま、う、を、
右、の、お、望、み、に、
と、有、る、一、切、を、
と、有、る、一、切、を、
と、有、る、一、切、を、

りた共いつ重次道徳中々たる判ひせ母分
なるしむも若くは三年一十年経臨の上程と
改革を以てしものこましく

今設鑛道製造に付る江戶橋廣の宮と
兵庫大坂の宮の鑛道とある鑛行業
轉輸村々の多寡を決定せ交々たる
尤若く建築方長モル氏の説は
双方の鑛道合せて凡四十里に由る

右双方の鑛道に連て其功を徒を右
は事なる概取

天皇政府は金子の借入の多寡
要するところを以て其の味後ある
此氏を以て其の味後ある
氏に益を以て其の味後ある
設の保身十分説的なる鑛道に
あ任い多し其の味後ある

〴〵口巾、向也立可、侍、湯

千八百七年一月十四日ロンドン、オリエン

タル、バンノ、組

千ヤヤス、ジ、ユア、スワア、ルト

伊達大ノ蔵大物

沃者曰大晴一原文ノ誤リ

大隈大ノ蔵大物

関下

伊達大ノ蔵大物

ソノ川、大カク、依、沃、小、阿、大、去、格、三、校